

建築基本法を21世紀の建築のために！

建築基本法制定準備会

■古くなった建築基準法と建築士法

建築物の性能は、最低基準が建築基準法に規定されています。また、建築士も建築士法によって国家資格により業務独占が与えられています。しかし、それらの法律は50年以上前に制定されたもので、建築が足りない時代に、効率的に建設を進めるためのものでした。何度も改正が重ねられるにつれ、つぎはぎの多い、中身の分かり難いものになってしまっています。

■何かがおかしい

1995年の阪神淡路大震災では、法律を満足していたはずの建物も倒壊し、また2003年8月には新潟県で朱鷺メッセの連絡橋がいきなり崩壊するという事故が起きました。さらに2004年3月には、自動大型回転ドアによる児童の死亡事故が起き、今度は日本のすべての大型回転ドアを使わないことにするといった事態も発生しました。技術が発達した中で、また膨大な建築物の維持保全の問題が顕在化した今、「建築はいかにあるべきか?」「建築の専門家の役割は?」などの基本が見失われています。

■わかりやすい法律を

新しい時代にふさわしい法体系を整備して、国民にとって価値ある建築を提供するために、多くのそしてばらばらに存在する建築関連法規の全体の体系を見直すため、建築のあるべき理念をもとに、まずは国民に分かりやすい、建築の憲法ともいべき建築基本法を制定する必要があります。

そして、その下で、必要な規制のための法体系の見直し、専門家や建築主の責任の所在の明確化を抜本的に進めることを政府に働きかける必要があります。2003年8月に発足した本準備会では、基本法の前案を作り、議員立法による制定を目指します。

■行動しましょう

そのための議論に多くの会員の参加をお待ちします。そして、より多くの方々のご理解を頂くためには準備会のホームページにアクセス頂き、サポータの意思表示をお願いします。一緒に考え、法制定に向けての行動をともに起こしませんか。

正会員申込書

氏名： _____

勤務先： _____

連絡先： 自宅 勤務先

住所： _____

電話： _____ e-mail： _____

以上に記入の上、下記へFAXまたはe-mailで申込をお願いします。
建築基本法制定準備会 FAX 03-3368-2845 e-mail info@kihonho.jp

建築基準法が、1998年6月に大幅に改定された。そのねらいは、規制緩和、国際協調、性能規定化、自己責任、民間審査機関の導入などであった。ただ、その審議のプロセスがみえず、法令が具体的に示されてから、わずか2-3ヶ月のうちに国会を通過するという状況であった。衆参両院の委員会においても、審議をするというよりは形式的にその過程を経るというものであった。このような形で、建築のための重要な法律が改正されて良いのか疑問をもったのが、本会設立のきっかけである。

建築基準法と建築士法は、戦後のわが国の建築生産のプロセスの両輪として機能してきた。しかし、その後、都市計画法、消防法、耐震改修促進法、土地基本法などなど実に多くの建築関連法規が同時に存在するようになり、しかも、法律の起草時点では1つの法律の整合性のみを考えるため、全体の整合性、調和、論理性が無くなってしまっている。今後、基準法による規制はコンパクトにし、建築士法も実態と合う形に直していく必要があることは誰しも認めるところと考えるが、そのときに全体のバランスを失っては、今と同じ混乱をもたらす。まずは、あるべき建築の理念を多くの関係者が確認し、その理念の下で、すべての建築関連法を改定していくことが取るべき道と考えられる。

(中略)

一般に内閣による法令の改正は、現行規定の否定を本質的に避け、規定を追加する形で行われる。50年を経た建築基準法も例外でなかった。性能規定を目指したものが詳細な仕様規定となり、学術的な整合性よりは法的文言としての矛盾がないことを優先するため、学術的な用語も含めて不自然な記述が累積する。説明がつきにくいままに、形式的に確認する項目だけは増大してきている。それは建築にかかわる専門家の判断能力や科学的思考を抑えることとなり、創造的な設計行為にとっての大きな障害となっている。

このことは、基準法のみには当てはまる問題ではない。さまざまな建築関連法規にあっても同様である。加えてそれらの全体的な整合性や、建築を建てる時の街並みに対する配慮などはほとんどなされていない。多くの法令は、補助金を国会が正式に認めるためのものとして立法化され、その目的も多くは「公共の福祉に寄与するため」となっている。しかもその「公共」の定義はあいまいで、経済論理による建築関連法令がきわめて多いことも指摘できる。そして、それらの法律が今日の都市を作った。このような現実を放置して良いとは思われない。建築規制関連法規が建築の質を無視した政治と経済の力関係により立法化され、その意図が国民に見えにくくなっている現状を一日も早く改めるための行動を起こすべきである。

新しい建築へむけて、われわれの住環境をより価値あり豊かなものにするため、真の公共の福祉を考えて、それにふさわしい「建築基本法」の原案を検討し、その立法化の行動を通して、建築基準法、建築士法、都市計画法等の抜本的改正による理念形成のための出発点とする。そのための具体的なアクションとして大きな意味を有すると考えるものである。以上の趣旨を理解される個人が集い、国民を代表して建築の基本としてのあるべき姿を成文化するために「建築基本法設立準備会」は発足する。

文責：神田 順 2003. 8. 6

2011年度役員

会長：神田順

幹事：赤羽吉人、市田幹郎、伊平則夫、江原幸彦、黒木正郎、佐久間禎夫、島田善男、水津秀夫、竹川忠芳、高山峯夫、竹田大三、永谷芳郎、萩尾淳司、久田基治、松本純一郎、山岡淳一郎、和田章

監査役：瀬尾和大

相談役：斎藤公男、仙田満

ホームページ：<http://www.kihonho.jp>

サポータの登録

インターネットで建築基本法HPにアクセスし、必要事項をお知らせ下さい。

サポータとして登録させていただきます。新しい情報や会の催しなどの参加案内をメールでお届けします。